

第28号様式（第29条、第30条関係）

年 月 日

公共ます設置等承認申請書

町田市長 石阪 丈一 様

申請者 住 所
(事業主) 氏 名 印

公共ますの設置等の承認を受けたいので、町田市下水道条例施行規則第29条第5項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、本工事にて設置された下記施設は、町田市下水道条例施行規則第30条の規定により、市に寄附します。

記

工事場所 町田市
下水道台帳ページ
工事概要 汚 水 : 設置 廃止 変更
雨 水 : 設置 廃止 変更

既設本管 … 管種 管径
取付管 … 管種 管径
公共ます … 口径 深さ

添付書類 案内図、下水道台帳の写し、平面図、構造・断面図、その他

(連絡先) 住 所
氏 名
電 話

第29号様式（第29条関係）

町 第 号

公共ます設置等承認書

上記申請について、町田市下水道条例施行規則第29条第6項の規定により、裏面の条件を付して承認します。

年 月 日

町田市長 石阪 丈一 印

条 件

- (1) 公共ます設置等承認書に係る図書のとおり施工すること。
- (2) 公共ます設置等の内容に変更が生じる場合は、速やかに協議をすること。
- (3) 本承認を受けるに当たって、関係部署と協議した事項は、遵守すること。
- (4) 本承認を受けるに当たって、道路管理者（私道管理者を含む。）及び関係機関と協議し、必要な手続きを行うこと。
- (5) 工事中の交通安全については、支障のないように留意し、必要に応じ、別途所轄警察署に届け出て、その指示に従うこと。
- (6) 本工事のため、道路及びその附属物を損傷した場合は、当該管理者の指示を受け、速やかに復旧すること。
- (7) 工事の施工に当たっては、労働安全衛生法、建設工事公衆災害防止対策要綱等に従い、工事施工の安全管理について十分注意すること。
- (8) 前各項のほか、道路法、道路法施行令及びその他関係法規に従うこと。
- (9) 工事中の近隣住民からの苦情等は、事業主の責任において解決すること。
- (10) 車両が通るなど、荷重のかかる場所に公共ますを設置する場合は、耐荷重の防護蓋を設置すること。
- (11) 公共ますの上に化粧蓋を設置する場合は、別途「化粧蓋設置届」を提出すること。
- (12) 工事着手の3日前までに公共ます設置等承認工事着手届兼立会申請書を提出すること。
- (13) 工事が完了したら、速やかに、公共ます設置等承認工事完了届を提出すること。
- (14) 事業主の事由により工事を取り止める場合は、公共下水道設置工事取止め届を提出すること。